

合併処理浄化槽設置補助金のご案内

●補助金を受けられる条件

- 1 設置場所が公共下水道または特定環境保全公共下水道の事業計画区域外であること。
- 2 自己の居住のための住宅に設置すること。(販売、賃貸、別荘等の用途でないもの)
- 3 建築確認申請または浄化槽設置届出書の提出が完了していること。
(水路や道路側溝など、浄化槽からの放流先が確保されている必要があります。)
- 4 浄化槽の大きさが10人槽以下で、国庫補助指針に適合していること。
- 5 飯能市合併処理浄化槽組合に加入している工事業者で施工すること。
(工事業者は、市のホームページや環境緑水課窓口でご確認ください。)

※ 補助金交付申請は、浄化槽設置工事の着工前に必ず行ってください。

(浄化槽設置後の申請は一切認めておりません。)

※ 放流先や工事費等は設置場所によって異なりますので、事前に工事業者にご相談ください。

※ 予算額を超える申請があった場合は、その時点で受付を締め切ることがあります。

●補助金額(限度額)

① 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合

○国と県の設置補助制度に市独自の上乘せ補助を行った補助金は下記のとおりです。

5人槽
49万円

7人槽
64万円

10人槽
84万円

さらに上乘せとして、

○単独処理浄化槽の処分費**9万円**または、くみ取り便槽の処分費**6万円**を補助します。

○配管工事に伴う配管費**20万円**を補助します。

○清流保全区域(原市場、名栗)での設置については**5万円**の補助があります。

(例) 名栗地区在住の方で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合(5人槽)

49万円(設置) + 9万円(処分) + 20万円(配管) + 5万円(清流保全区域) = 83万円

② 建築確認申請に伴い合併処理浄化槽を新たに設置する場合

または、古い合併処理浄化槽から新しい合併処理浄化槽に入替える場合

5人槽
12万円

7人槽
12万円

10人槽
12万円

○どの大きさでも設置費として**一律12万円**を補助します。

●人槽(浄化槽の大きさ)の基準

●住宅の延床面積が、130㎡以下の場合 …… 5人槽

● “ 130㎡を超える場合 …… 7人槽

●2世帯住宅の場合 …… 10人槽

※延床面積に関係なく台所及び浴室が2箇所以上ある場合は「10人槽」となります。